

近代化資金利子補給事業実施要領

(目 的)

第 1 条 この要領は、漁業者（漁業協同組合の組合員）及び漁業協同組合又は漁業を営む法人（以下漁業協同組合と当該法人を称して「法人等」、漁業者と法人等を称して「漁業者等」という）。但し 20 トン以上の漁船漁業及び内水面漁業を除く。）が沖縄県信用漁業協同組合連合会及び農林中央金庫（以下二者の総称を「融資期間」という。）から漁業近代化資金助成法（昭和 44 年 6 月 26 日法律第 52 号）に基づき、近代化資金を借入する場合、当該漁業者等の負担の軽減を図るための利子補給を実施するにあたり、沖縄県漁業振興基金（以下「基金」という。）業務方法書第 20 条の規定に基づき、その実施に必要な事項を定める。

(利子補給)

第 2 条 基金は、前条の漁業近代化資金助成法に基づき、漁業者等が県の利子補給承認を受けて借入した漁業近代化資金に対し利子補給する。

(利子補給金の額)

第 3 条 利子補給率の額は、融資額 3 千円未満の漁業者に対しては末端利息に 20% を乗じた額、融資額 3 千万以上の漁業者に対しては末端利息に 15% を乗じた額、法人等に対しては末端利息に 10% を乗じた額とする。（末端利息とは、県等の利子補給額を控除した残額をいう。）

(利子補給契約)

第 4 条 第 2 条の利子補給についての事務手続きは、理事長が沖縄県信用漁業協同組合連合会との間に締結する近代化資金利子補給契約書により行うものとする。

(利子補給金の支払)

第 5 条 基金は、前条の沖縄県信用漁業協同組合連合会から利子補給の請求があった場合において、これを受領したときは、その日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(利子補給金の打ち切り等)

第 6 条 基金は、5 年間の利子補給を行う。

2 前項にかかわらず基金は、融資期間に対し、県からの利子補給金の打ち切り、停止又は利子補給金の全部又は一部返還の命令があった場合、同様の措置を取るものとする。

3 又前 2 項にかかわらず基金は、基金の財政的事情又は事業の見直し等により、利子補

給率の変更、利子補給の停止又は中止をすることができる。

第 7 条 理事長は、沖縄県信用漁業協同組合連合会が利子補給金をこの事業以外の目的で支出した時は、その返還を命ずることができる。

(報告の徴収等)

第 8 条 理事長はこの利子補給に係る貸し付けに関し、必要に応じ報告を求め、又は職員をして調査させることができる。

附 則

1 この要領は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

2 この要領が適用される以前に近代化資金の利子補給を受けている漁協は、第 4 条の契約の締結行為を除き、この要領によって処理されたものとみなす。

3 平成 6 年 6 月 16 日一部改正

この要領は、平成 6 年 4 月 1 日より施行する。但し、暫定処置として第 6 条の利子補給期間 5 年は平成 7 年度より適用する。

4 平成 11 年 7 月 14 日一部改正

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日より適用する。

5 平成 19 年 12 月 21 日一部改正

この要領は、平成 19 年 12 月 21 日より適用する。

6 平成 25 年 6 月 4 日一部改正

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。